

介護支援専門員実務研修 2日目

第9章 地域包括ケアシステム及び 社会資源

1

本科目の目的

■目的

1. 地域包括ケアの理念を踏まえ、地域包括ケアを推進していくにあたり介護支援専門員に求められる役割を理解する。
2. 利用者を支援するうえで知っておくべき各種制度や地域の社会資源の重要性を理解する。

2

■修得目標

1. 地域包括ケアが求められる背景について説明できる。
2. 地域包括ケアの意義と目的について説明できる。
3. 社会資源の把握方法と社会資源調査票の意義を理解し、実習に繋ぐことができる。
4. 地域包括ケアシステム構築に向けて介護支援専門員が果たすべき役割について説明できる。
5. 地域の現状、課題、目指す方向性、社会資源の整備状況等を説明できる。

3

第1節 地域包括ケアが求められる背景

P.614

1. 地域包括ケアとは

●地域包括ケア

地域住民が住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を継続できるよう、介護保険制度によるサービスのみならず、フォーマルやインフォーマルの多様な社会資源を本人が活用できるように、包括的・継続的に支援すること。

●地域包括ケアシステム

医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制

4

「地域包括ケアシステム」に係る規定

平成24年度実施

介護保険法 第5条第3項

国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

平成27年度実施

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律

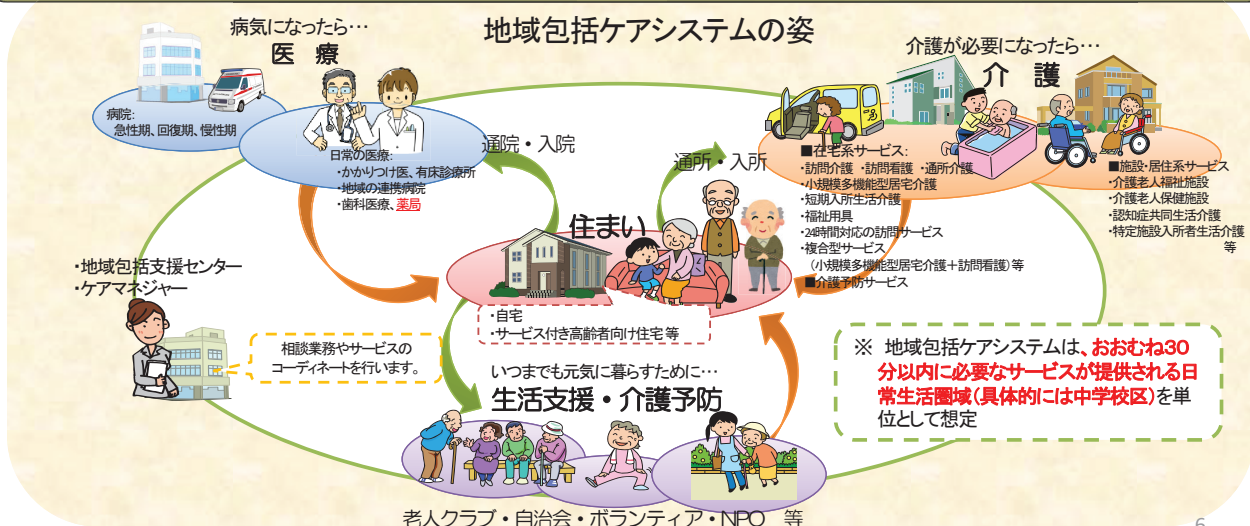
第2条(定義)

この法律において、「地域包括ケアシステム」とは、地域の实情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。

5

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



6

【図4】 圏域



7

岡山県内各地における日常生活圏域

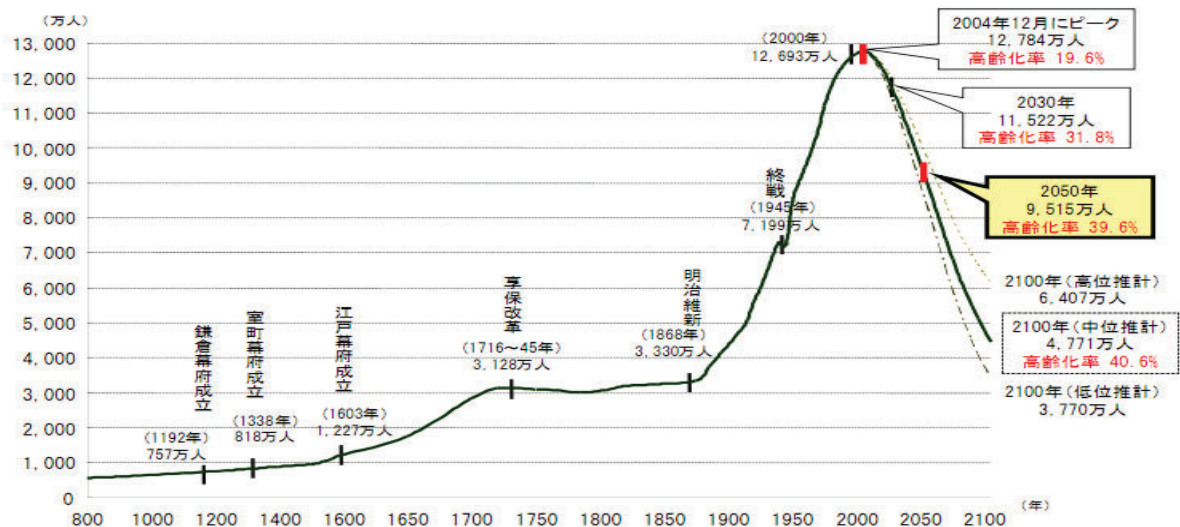
圏域名	構成市町村(日常生活圏域数)
県南東部	岡山市(36) 玉野市(7) 備前市(2) 瀬戸内市(4) 赤磐市(4) 和気町(1) 吉備中央町(2)
県南西部	倉敷市(26) 笠岡市(2) 井原市(5) 総社市(4) 浅口市(3) 早島町(1) 里庄町(1) 矢掛町(1)
高梁・新見	高梁市(7) 新見市(7)
真庭	真庭市(6) 新庄村(1)
津山・勝英	津山市(8) 美作市(5) 鏡野町(1) 勝央町(1) 奈義町(1) 西粟倉村(1) 久米南町(1) 美咲町(3)

8

2. 地域包括ケアが求められる背景

- (1) 人口減少と75歳以上高齢者の増加
- (2) 高齢者世帯の増加
- (3) 要介護高齢者の増加
- (4) 認知症高齢者の増加
- (5) 介護給付と保険料の上昇
- (6) 少子高齢化と介護人材の不足

○日本の総人口は、2004年をピークに、今後100年間で100年前(明治時代後半)の水準に戻っていく可能性。この変化は千年単位でみても類を見ない、極めて急激な減少。



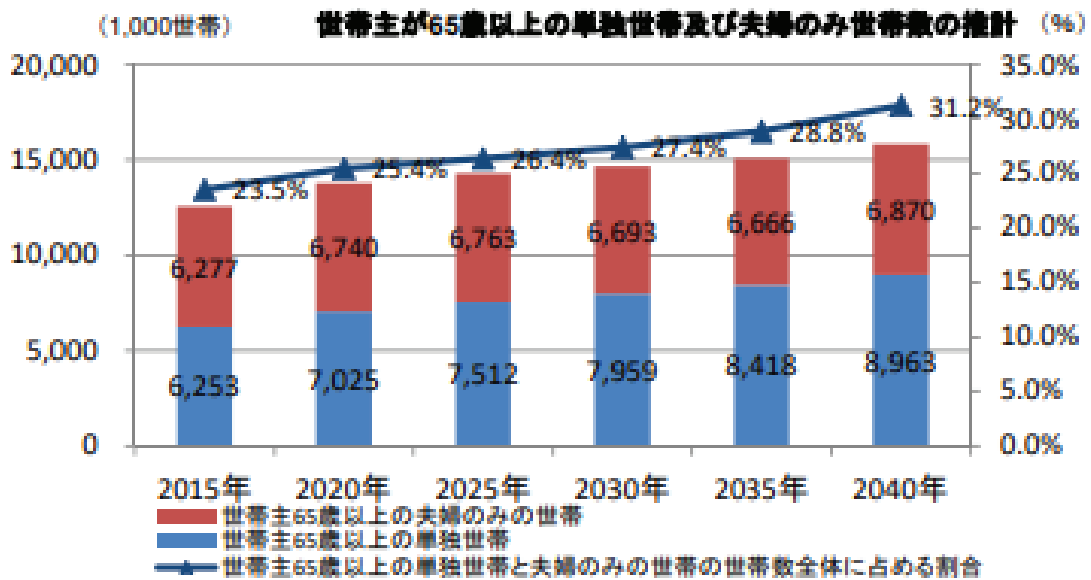
(出典)総務省「国勢調査報告」、同「人口推計年報」、同「平成12年及び17年国勢調査結果による補間推計人口」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」、国土庁「日本列島における人口分布の長期時系列分析(1974年)をもとに、国土交通省国土計画局作成

(1) 人口減少と75歳以上高齢者の増加

2025年高齢化率30.0%

2042年高齢者:ピークを迎え3,935万人

75歳以上の割合 2015年12.8%⇒2045年21.4%



国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成30(2018)年1月推計)」より作成

(2) 高齢者世帯の増加

2015年高齢者世帯 627万世帯

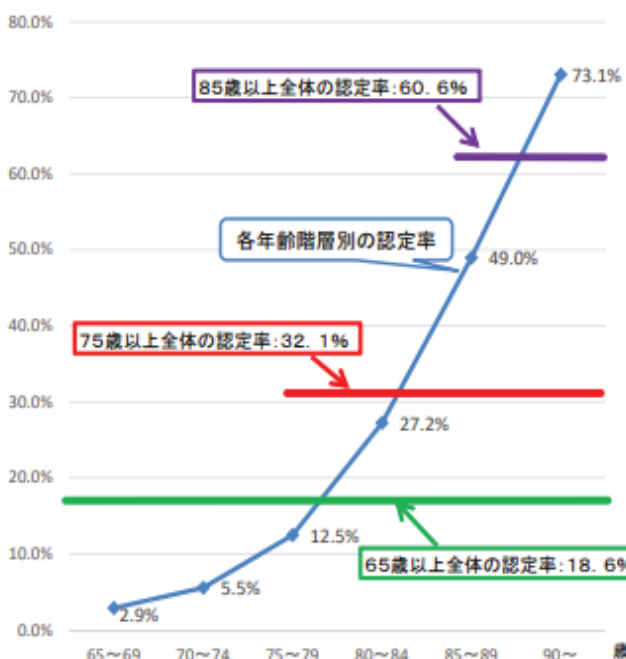
単独世帯625万世帯

2025年高齢者世帯 676万世帯

単独世帯750万世帯(2020年には逆転現象)

年齢階級別の要介護認定率

○要介護認定率は、年齢が上がるにつれ上昇。特に、85歳以上で上昇。



出典: 2019年9月末認定者数(介護保険事業状況報告)及び2019年10月1日人口(総務省統計局人口推計)から作成

(3) 要介護高齢者の増加

65歳以上18.6%

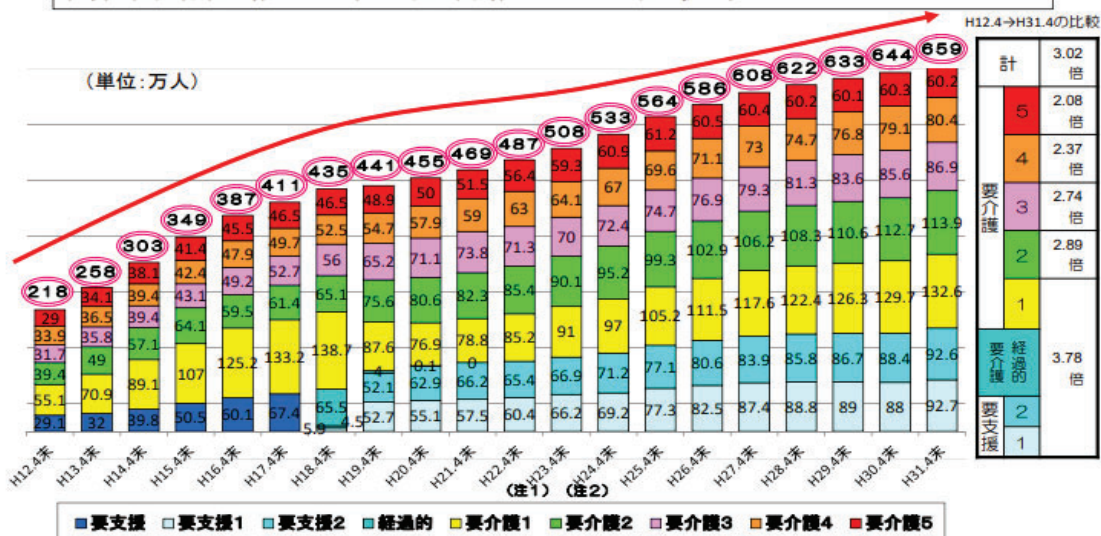
75歳以上32.1%

85歳以上認定率は約6割

今後75歳以上の高齢者増加に伴い、認定率の上昇が予想

要介護度別認定者数の推移

要介護(要支援)の認定者数は、平成31年4月現在659万人で、この19年間で約3.0倍に。このうち軽度の認定者数の増が大きい。また、近年、増加のペースが再び拡大。



注1) H23.4月末の数値には、陸前高田市、大槌町、女川町、桑折町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町は含まれていない。
 注2) H24.4月末の数値には、楢葉町、富岡町、大熊町は含まれていない。
 (出典：介護保険事業状況報告)

(3) 要介護高齢者の増加

高齢者の増加に伴い、認定者数も増加。

中でも、要支援1・2、要介護1の認定者の増加率は近年増加傾向。

【参考】 認知症の人の将来推計について

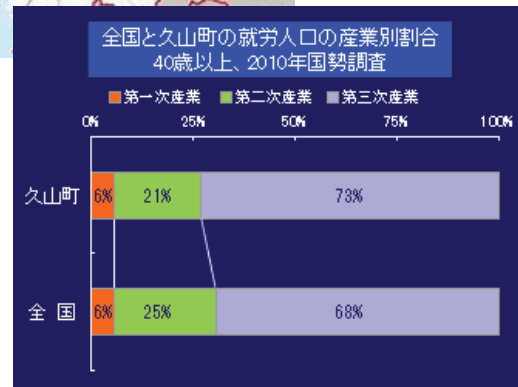
- 長期の縦断的な認知症の有病率調査を行っている久山町研究のデータから、新たに推計した認知症の有病率(2025年)。
 - ✓ 各年齢層の認知症有病率が、2012年以降一定と仮定した場合：19%。
 - ✓ 各年齢層の認知症有病率が、2012年以降も糖尿病有病率の増加により上昇すると仮定した場合：20.6%。
- ※ 久山町研究からモデルを作成すると、年齢、性別、生活習慣病(糖尿病)の有病率が認知症の有病率に影響することがわかった。
 本推計では2060年までに糖尿病有病率が20%増加すると仮定した。
- 本推計の結果を、平成25年筑波大学発表の研究報告による2012年における認知症の有病者数462万人にあてはめた場合、2025年の認知症の有病者数は約700万人となる。

「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授)による速報値

年	平成24年 (2012)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成52年 (2040)	平成62年 (2050)	平成72年 (2060)
各年齢の認知症有病率が一定の場合の将来推計 人数/(率)	462万人 15.0%	517万人 15.7%	602万人 17.2%	675万人 19.0%	744万人 20.8%	802万人 21.4%	797万人 21.8%	850万人 25.3%
各年齢の認知症有病率が上昇する場合の将来推計 人数/(率)		525万人 16.0%	631万人 18.0%	730万人 20.6%	830万人 23.2%	953万人 25.4%	1016万人 27.8%	1154万人 34.3%

久山町研究 (HISAYAMA STUDY)

- 久山町は福岡市の隣に位置し、人口8400名程度。1961年から脳卒中、高血圧症、糖尿病といった生活習慣病に関する調査が行われている。
- 1985年には6.7%の高齢者が認知症を発症していたが、2012年には17.9%もの認知症発症率となっている。65歳以上の6人に1人が認知症ということになる。なかでも、アルツハイマー病が急増している。
- 発症リスクを調査したところ、特に男性の糖代謝は同様に増加しており、高血圧予防と禁煙、運動、和食、野菜、牛乳の食習慣が重要であると報告している。



資料引用 久山町HP等

介護給付と保険料の推移

P. 618

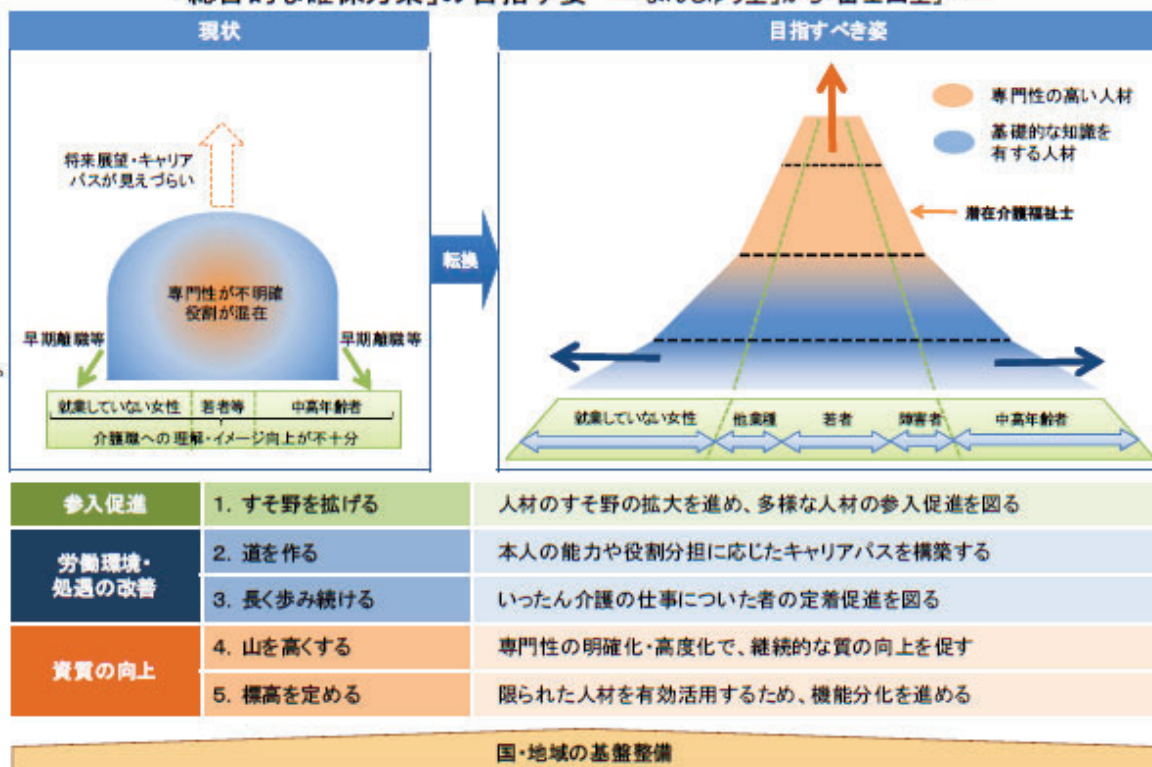
- 市町村は3年を1期(2005年度までは5年を1期)とする介護保険事業計画を策定し、3年ごとに見直しを行う。保険料は、3年ごとに、事業計画に定めるサービス費用見込額等に基づき、3年間を通じて財政の均衡を保つよう設定。
- 高齢化の進展により、保険料が2020年には6,771円、2025年には8,165円に上昇することが見込まれており、地域包括ケアシステムの構築を図る一方、**介護保険制度の持続可能性の確保のための重点化・効率化も必要**となっている。

※2021年度までは実績であり、2022～2023年度は当初予算である。

事業運営期間	事業計画	給付(総費用額)	保険料	介護報酬の改定率
2000年度	第一期	3.6兆円	2,911円 (全国平均)	H15年度改定
2001年度		4.6兆円		
2002年度		5.2兆円		
2003年度	第二期	5.7兆円	3,293円 (全国平均)	H17年度改定 ▲1.9%
2004年度		6.2兆円		
2005年度		6.4兆円		
2006年度	第三期	6.4兆円	4,090円 (全国平均)	H18年度改定
2007年度		6.7兆円		
2008年度		6.9兆円		
2009年度	第四期	7.4兆円	4,160円 (全国平均)	H21年度改定 +3.0%
2010年度		7.8兆円		
2011年度		8.2兆円		
2012年度	第五期	8.8兆円	4,972円 (全国平均)	H24年度改定 +1.2%
2013年度		9.2兆円		
2014年度		9.6兆円		
2015年度	第六期	9.8兆円	5,514円 (全国平均)	消費税率引上げに伴う H26年度改定 +0.63%
2016年度		10.0兆円		
2017年度		10.2兆円		
2018年度	第七期	10.4兆円	5,869円 (全国平均)	H27年度改定 ▲2.27%
2019年度		10.8兆円		
2020年度		11.1兆円		
2021年度	第八期	11.3兆円	6,014円 (全国平均)	H29年度改定 +1.14%
2022年度		13.3兆円		
2023年度		13.8兆円		

※うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的評価0.05% (令和3年9月末まで)
R4年度改定 +1.13%

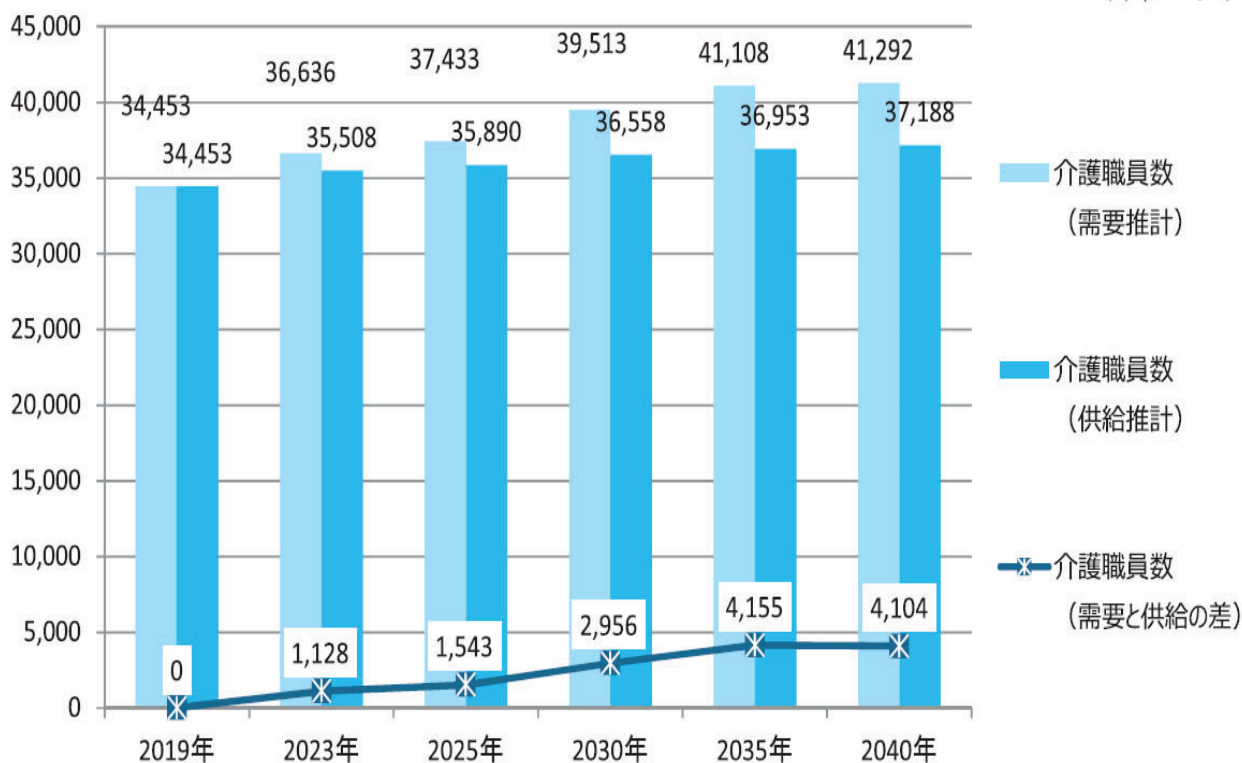
「総合的な確保方策」の目指す姿 ～「まんじゅう型」から「富士山型」へ～



2025年に向けた介護人材にかかる需給推計（確定値）について

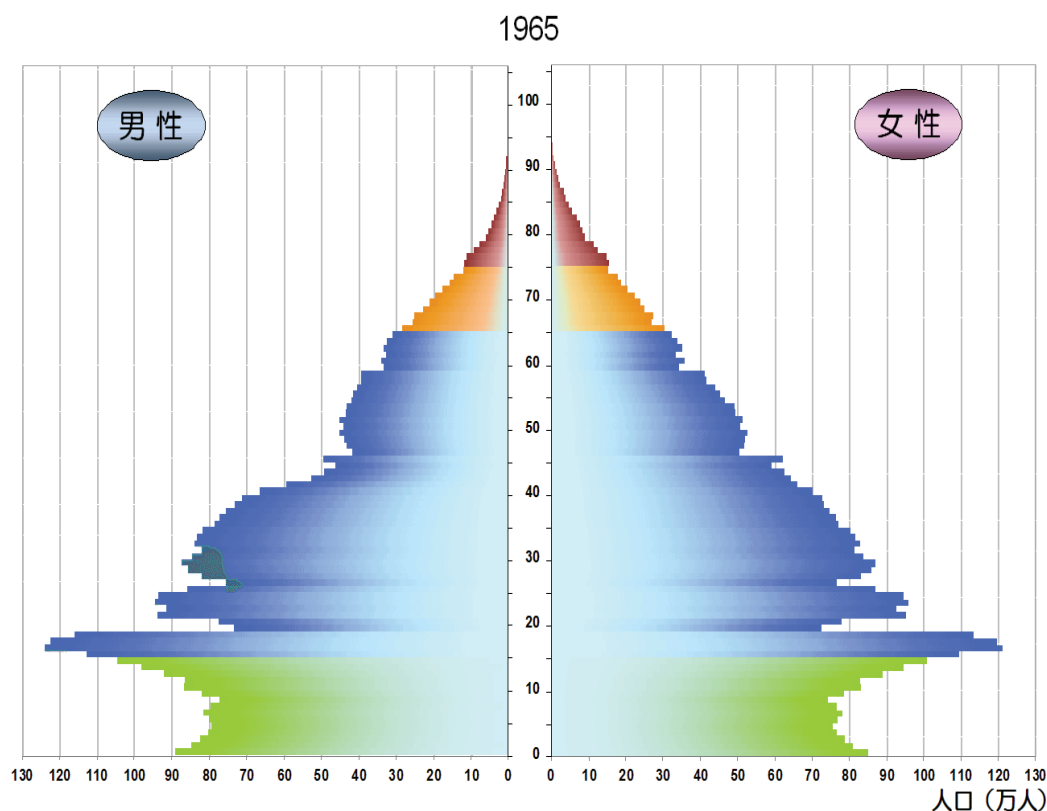
【図表5-1】 本県における介護職員の需給推計

(単位：人)



資料引用：岡山県介護保険事業支援計画より抜粋

第1節 地域包括ケアが求められる背景



出典：国立社会保障・人口問題研究所

19

第2節 地域包括ケアの意義と目的

P.620~

1. 地域包括ケアシステムの基本理念

(1) 尊厳の保持と自立支援

本人の意思を尊重し、自立生活を支援するための体制が必要

(2) 介護支援専門員に求められる視点

「要介護状態等の軽減又は悪化の防止」
身体的・心理的・社会的自立—活動・参加
多様な社会資源との連携

20

2. 地域包括ケアシステムの構成要素

(1) 地域包括ケアシステムの**五つの構成要素**

医療・介護・介護予防・住まい・生活支援

→「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」

「介護予防・生活支援」「すまいとすまい方」

地域包括ケアシステムの「植木鉢」



三菱UFJリサーチ&コンサルティング「<地域包括ケア研究会>地域包括ケアシステムと地域マネジメント」
(地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業)、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016年

(2) 地域包括ケアシステムの**四つの視点**

「自助」 自分のことを自分ですること

「互助」 相互の支え合い

「共助」 社会全体で負担し合う、システム化された支え合い

「公助」 税による公の負担



私の財布 誰かの財布 皆の財布 公の財布

第2節 地域包括ケアの意義と目的

P.623

3. 地域包括ケアシステムの構築と介護保険事業計画等の行政計画

市町村・都道府県

地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護保険事業(支援)計画等の行政計画を立案

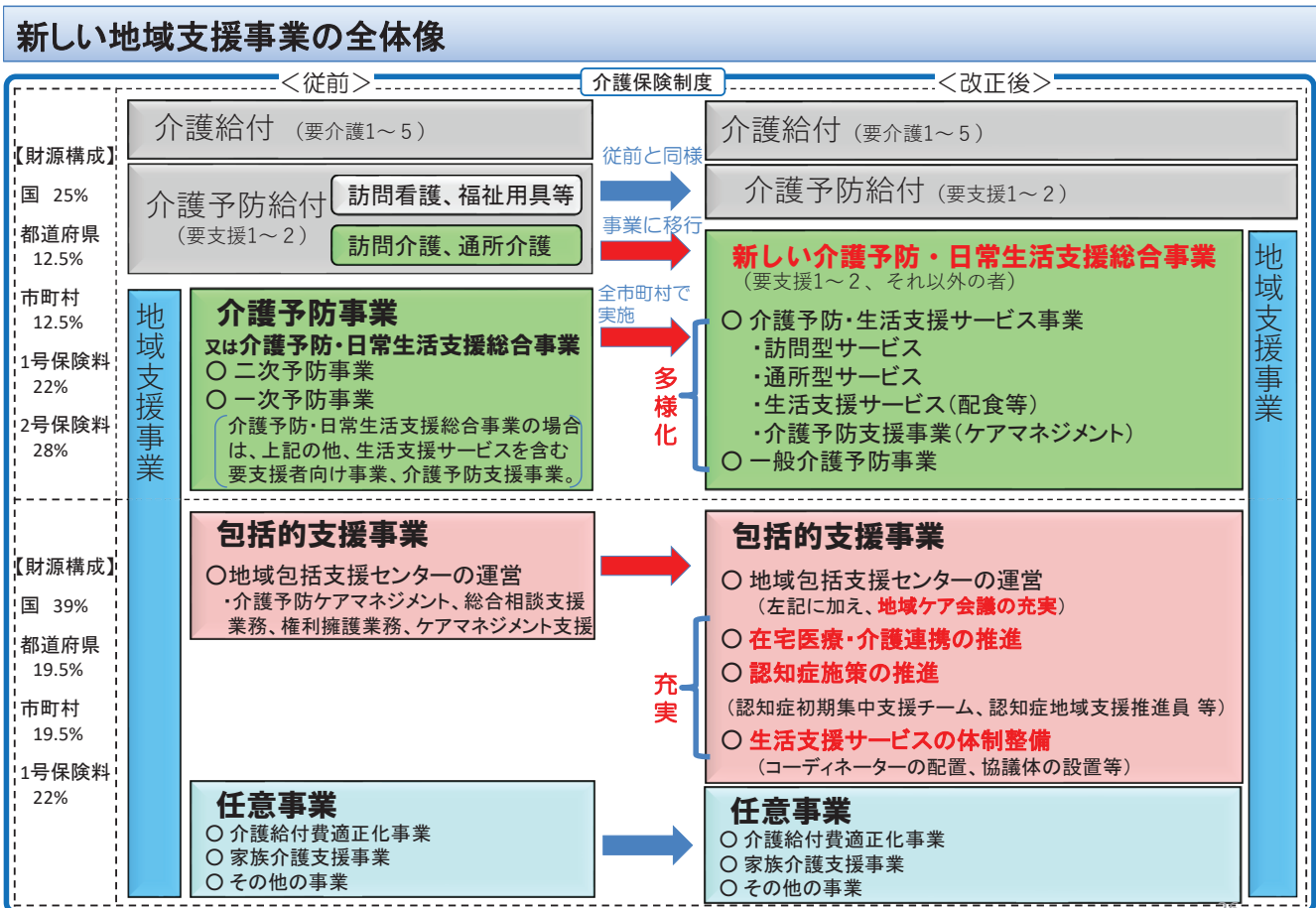
→地域包括ケアシステムの構築を計画、政策化し実現

4. 地域支援事業

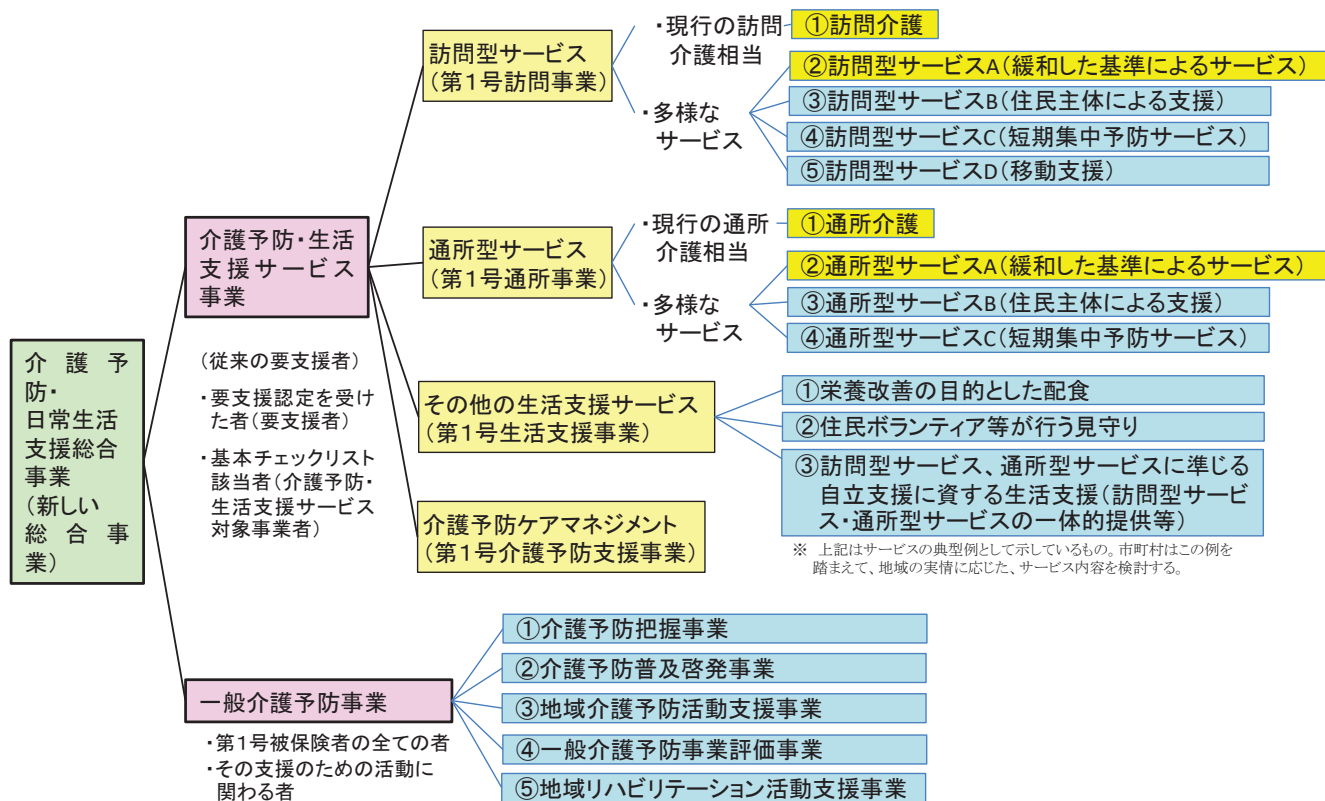
高齢者が要介護状態等になることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援(市町村が実施)。

【表9-2-1 地域支援事業の全体像(P.624)】

- ①介護予防・日常生活支援総合事業
- ②包括的支援事業
- ③任意事業



介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成

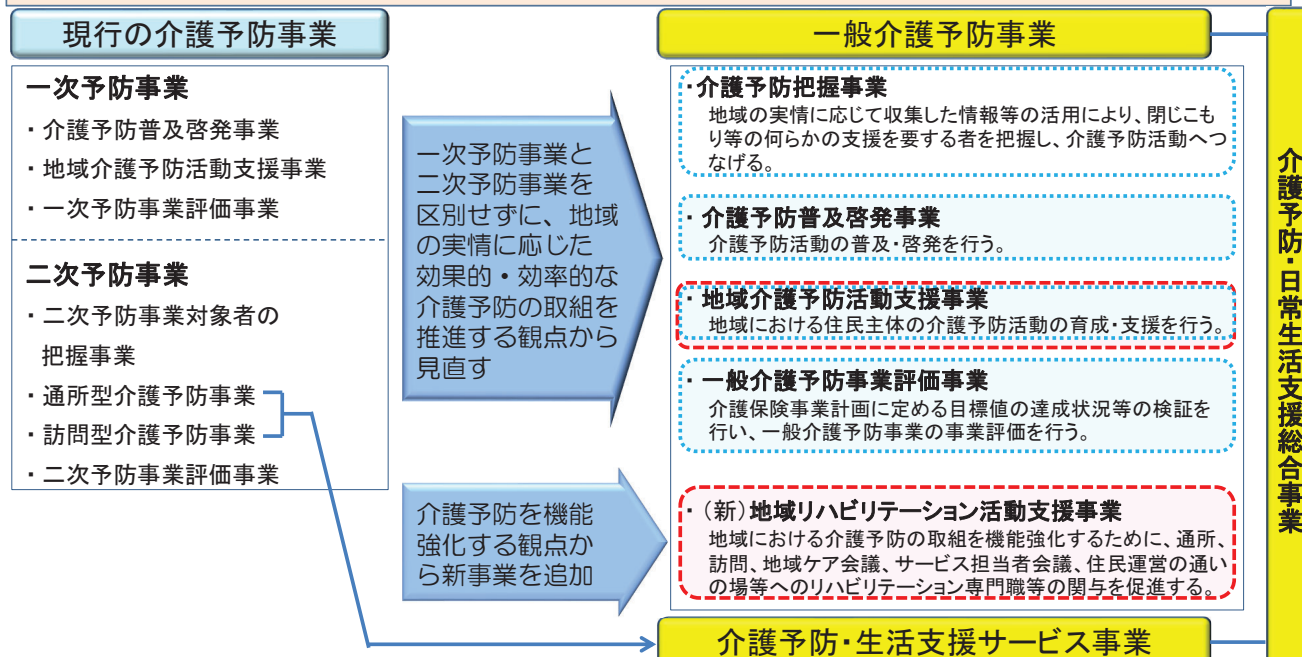


27

第6 総合事業の制度的な枠組み

【参考】新しい介護予防事業

- 機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、地域づくりなどの高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチができるように介護予防事業を見直す。
- 年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。
- リハ職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、介護予防を機能強化する。



※従来、二次予防事業で実施していた運動器の機能向上プログラム、口腔機能の向上プログラムなどに相当する介護予防については、介護予防・生活支援サービス事業として介護予防ケアマネジメントに基づき実施

28

5. 地域包括支援センターの概要

(1) 目的

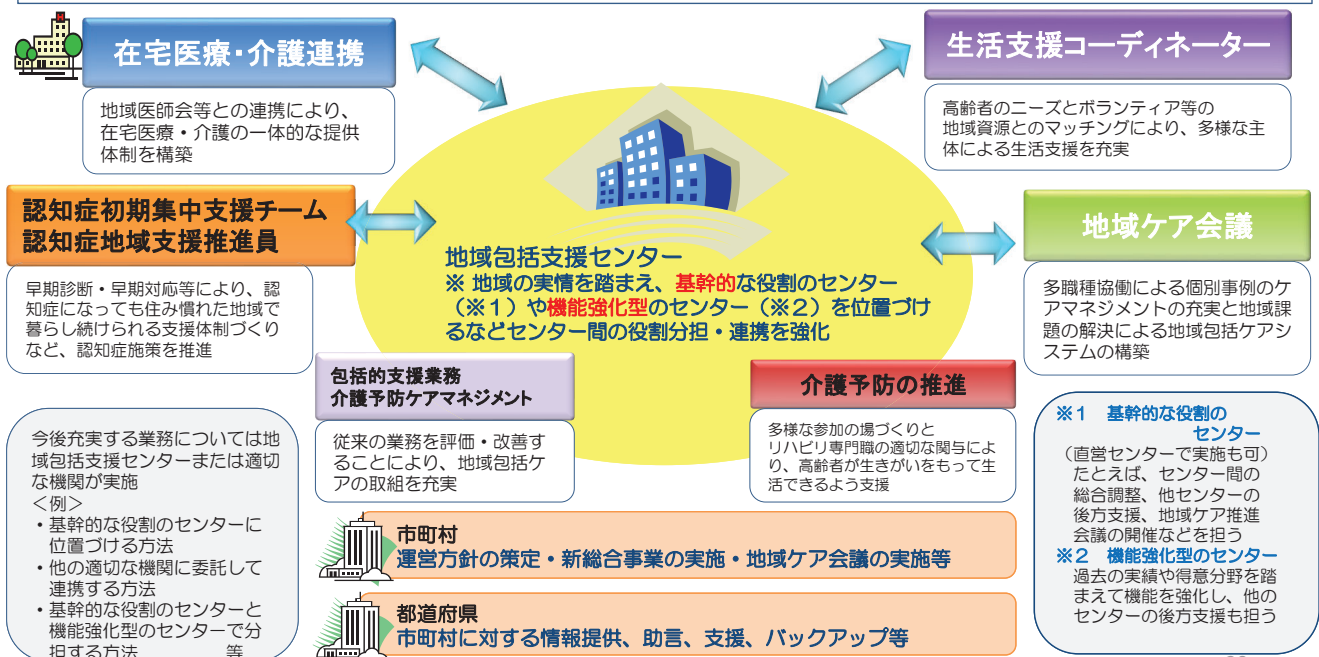
「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設」(介護保険法第115条の46)

保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員がチームで活動。

29

地域包括支援センターの機能強化

- 高齢化の進展、相談件数の増加等に伴う業務量の増加およびセンターごとの役割に応じた人員体制を強化する。
- 市町村は運営方針を明確にし、業務の委託に際しては具体的に示す。
- 直営等基幹的な役割を担うセンターや、機能強化型のセンターを位置づけるなど、センター間の役割分担・連携を強化し、効率的かつ効果的な運営を目指す。
- 地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。
- 地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行う。



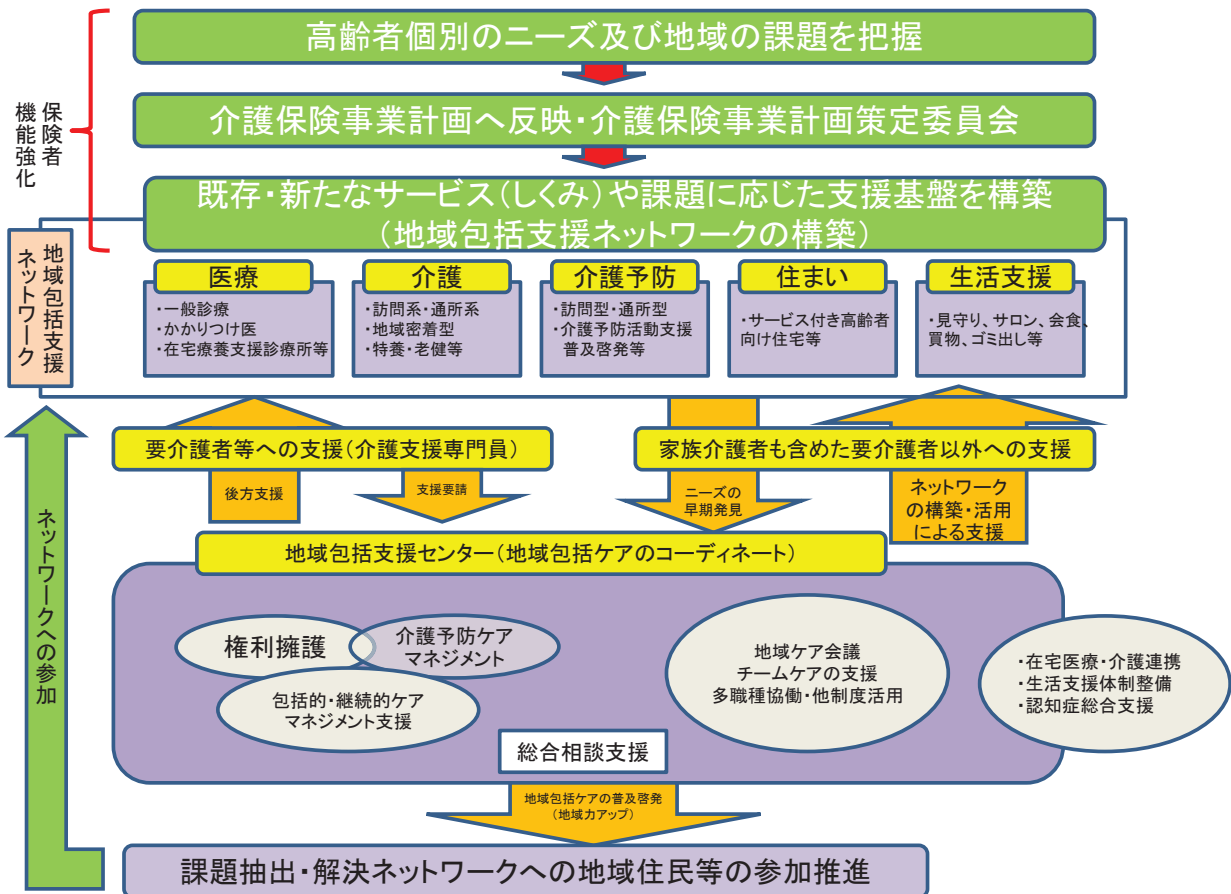
30

1 背景と基本的な考え方

- 地域包括ケアの考え方は、高齢者に限ったものではなく、障がい者や子育てを含む地域全体
- 地域包括ケアシステムは、介護保険制度の目的である利用者の尊厳の保持と自立支援を具体的に実現するうえで、必要なシステムである。
- また、介護保険法第4条の国民の健康保持の努力義務をサポートするためにも必要である。
- 地域の実情に応じてシステムの構築がなされる。

2 地域包括ケアの推進に向けた取り組み



- ①在宅医療・介護連携の推進
- ②認知症施策の推進
 - ・新オレンジプラン
 - ・認知症初期集中支援チーム
 - ・認知症地域支援推進員
- ③地域ケア会議の推進
- ④生活支援サービスの充実・強化



在宅医療・介護連携推進事業（介護保険の地域支援事業、平成27年度～）

- 在宅医療・介護の連携推進については、これまで医政局施策の在宅医療連携拠点事業（平成23・24年度）、在宅医療推進事業（平成25年度～）により一定の成果。それを踏まえ、介護保険法の中で制度化。
- 介護保険法の地域支援事業に位置づけ、市区町村が主体となり、郡市区医師会等と連携しつつ取り組む。
- 実施可能な市区町村は平成27年4月から取組を開始し、平成30年4月には全ての市区町村で実施。
- 各市区町村は、原則として（ア）～（ク）の全ての事業項目を実施。
- 事業項目の一部を郡市区医師会等（地域の中核的医療機関や他の団体を含む）に委託することも可能。
- 都道府県・保健所は、市区町村と都道府県医師会等の関係団体、病院等との協議の支援や、都道府県レベルでの研修等により支援。国は、事業実施関連の資料や事例集の整備等により支援するとともに、都道府県を通じて実施状況を把握。

○事業項目と取組例

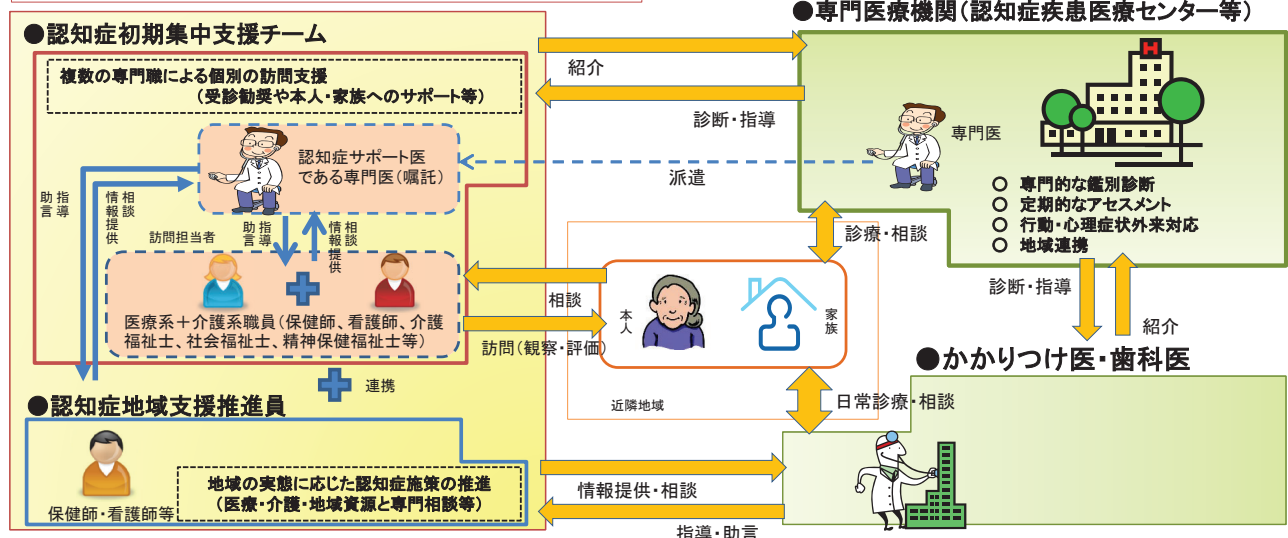
<p>（ア）地域の医療・介護サービス資源の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域の医療機関の分布、医療機能を把握し、リスト・マップ化 ◆ 必要に応じて、連携に有用な項目（在宅医療の取組状況、医師の相談対応が可能な日時等）を調査 ◆ 結果を関係者間で共有 	<p>（エ）医療・介護関係者の情報共有の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 情報共有シート、地域連携バス等の活用により、医療・介護関係者の情報共有を支援 ◆ 在宅での看取り、急変時の情報共有にも活用 	<p>（キ）地域住民への普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域住民を対象にしたシンポジウム等の開催 ◆ パンフレット、チラシ、区報、HP等を活用した、在宅医療・介護サービスに関する普及啓発 ◆ 在宅での看取りについての講演会の開催等 
<p>（イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出、対応策を検討 	<p>（オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターの配置等による、在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営により、連携の取組を支援。 	<p>（ク）在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 同一の二次医療圏内にある市区町村や隣接する市区町村等が連携して、広域連携が必要な事項について検討 例）二次医療圏内の病院から退院する事例等に関して、都道府県、保健所等の支援の下、医療・介護関係者間で情報共有の方法等について協議 等
<p>（ウ）切れ目のない在宅医療と介護サービスの提供体制の構築推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進 	<p>（カ）医療・介護関係者の研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域の医療・介護関係者がグループワーク等を通じ、多職種連携の実際を習得 ◆ 介護職を対象とした医療関連の研修会を開催等 	

認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員について

認知症専門医による指導の下(司令塔機能)に早期診断、早期対応に向けて以下の体制を地域包括支援センター等に整備

- **認知症初期集中支援チーム** 複数の専門職が認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問(アウトリーチ)し、認知症の専門医による鑑別診断等を(個別の訪問支援)ふまえて、観察・評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。
- **認知症地域支援推進員** 一認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う。

地域包括支援センター・認知症疾患医療センター等に設置



＜認知症初期集中支援チームの主な業務の流れ＞

- ①訪問支援対象者の把握、②情報収集(本人の生活情報や家族の状況など)、③初回訪問時の支援(認知症への理解、専門的医療機関等の利用の説明、介護保険サービス利用の説明、本人・家族への心理的サポート)、④観察・評価(認知機能、生活機能、行動・心理症状、家族の介護負担度、身体の様子等のチェック)、⑤専門医を含めたチーム会議の開催(観察・評価内容の確認、支援の方針・内容・頻度等の検討)、⑥初期集中支援の実施(専門的医療機関等への受診勧奨、本人への助言、身体を整えるケア、生活環境の改善など)、⑦引き継ぎ後のモニタリング

認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)

～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～の概要

- ・ 高齢者の約4人に1人が認知症の人又はその予備群。高齢化の進展に伴い、認知症の人はさらに増加 2012(平成24)年462万人(約7人に1人) ⇒ 新 2025(平成37)年約700万人(約5人に1人)
- ・ 認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるような環境整備が必要。

新オレンジプランの基本的考え方

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す。

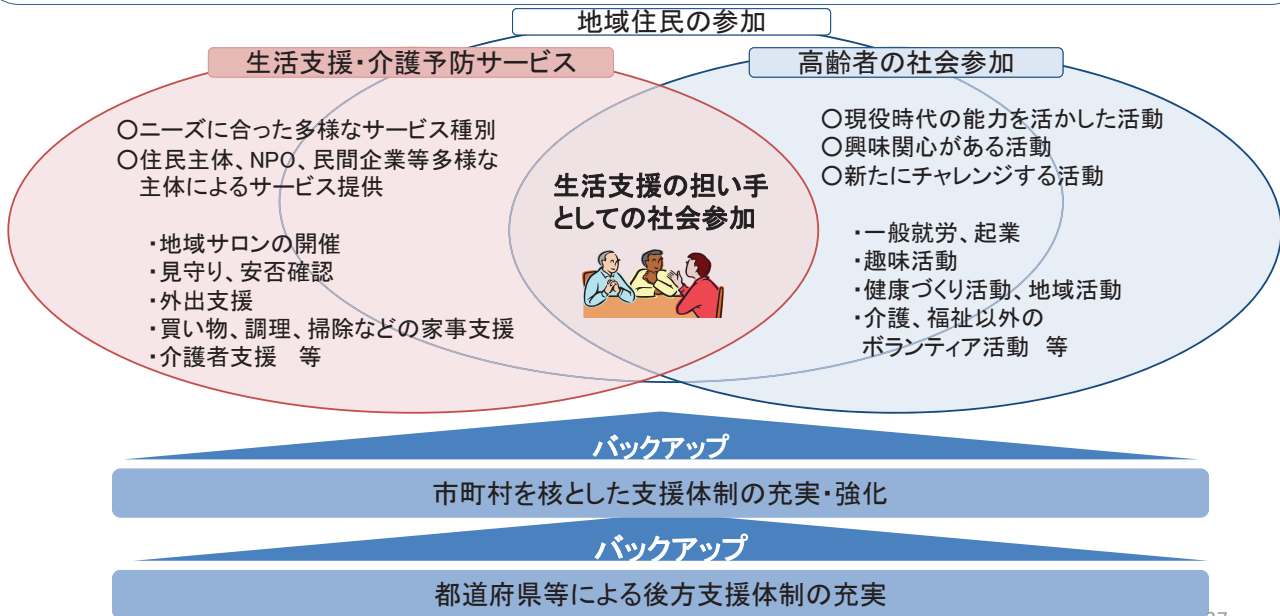
- ・ 厚生労働省が関係府省庁(内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)と共同して策定
- ・ 新プランの対象期間は団塊の世代が75歳以上となる2025(平成37)年だが、数値目標は 介護保険に合わせて2017(平成29)年度末等
- ・ 策定に当たり認知症の人やその家族など様々な関係者から幅広く意見を聴取

七つの柱

- ①認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- ②認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- ③若年性認知症施策の強化
- ④認知症の人の介護者への支援
- ⑤認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
- ⑥認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進
- ⑦認知症の人やその家族の視点の重視

生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、**生活支援**の必要性が増加。**ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。**
- 高齢者の介護予防が求められているが、**社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。**
- 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。具体的には、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「**生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）**」の配置などについて、**介護保険法の地域支援事業に位置づける。**



37

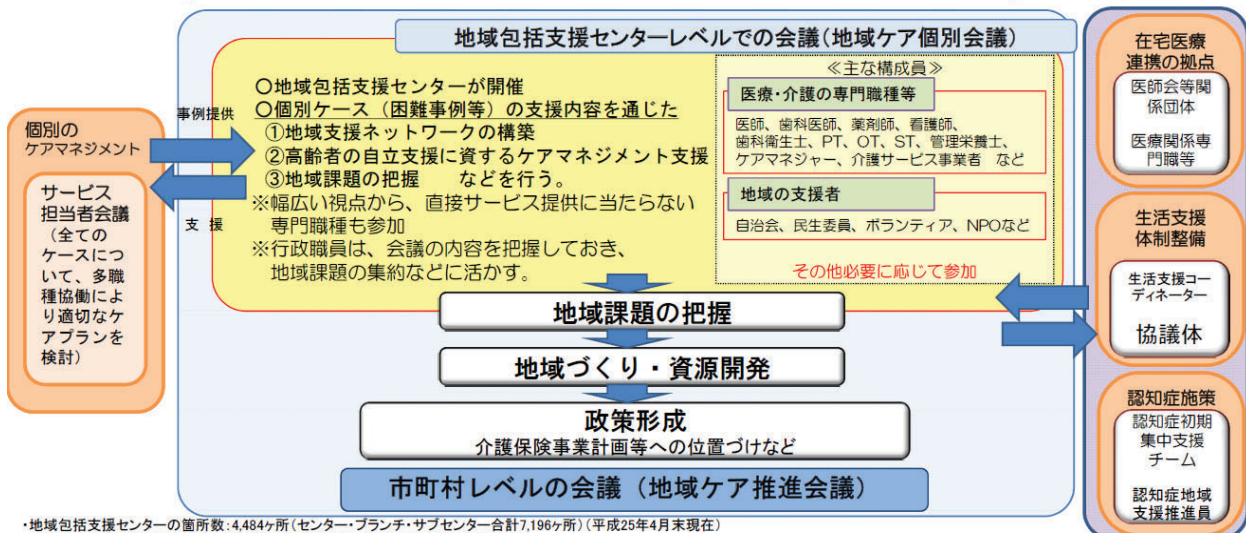
地域ケア会議の推進

地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進する。

※従来の包括的支援事業（地域包括支援センターの運営費）とは別枠で計上

（参考）平成27年度より、地域ケア会議を介護保険法に規定。（法第115条の48）

- 市町村が地域ケア会議を行うよう努めなければならない旨を規定
- 地域ケア会議を、適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとして規定
- 地域ケア会議に参加する関係者の協力や守秘義務に係る規定 など



・地域包括支援センターの箇所数：4,484ヶ所（センター・プランチ・サブセンター合計7,196ヶ所）（平成25年4月末現在）
・地域ケア会議は全国の保険者で約8割（1,207保険者）で実施（平成24年度末時点）

38

第4節 地域包括ケアシステムの現状の把握 と介護支援専門員の役割

P.28~P.29

1 地域包括ケアシステムの現状の把握の重要性

- 地域包括ケアシステムは、利用者の尊厳の保持と自立支援を目指すものであり、介護支援専門員の業務と密接に関連する。
- 自分の地域の介護保険事業計画に関心を持つこと。

39

第4節 地域包括ケアシステムの現状の把握 と介護支援専門員の役割

P.30

2 地域包括ケアシステムの構築と介護支援専門員の役割

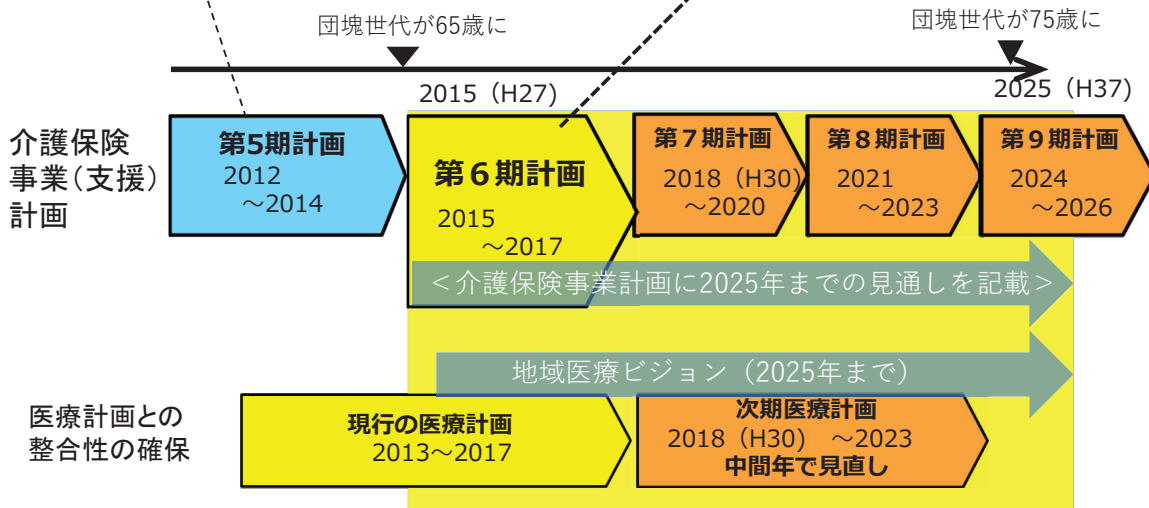
- 利用者の尊厳の保持と自立支援を追求し続けることと、業務を通して感じたことに基づき、地域づくりへの提案や参画をすること。(地域包括支援センターとの連携、)

40

2025年を見据えた介護保険事業計画の策定等

第5期計画では、高齢者が地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムを構築するために必要となる、①認知症支援策の充実、②医療との連携、③高齢者の居住に係る施策との連携、④生活支援サービスの充実といった重点的に取り組むべき事項を、実情に応じて選択して位置づけるなど、段階的に計画の記載内容を充実強化させていく取組をスタート

○第6期計画以後の計画は、2025年に向け、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、在宅医療介護連携等の取組を本格化。
○2025年までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計して記載し、中長期的な視野に立った施策の展開を図る。



41

ミニワーク 9-1

- 地域包括ケアが求められる背景を述べてみましょう

P.615~P.619

①高齢者単独・夫婦のみ世帯の増加②要介護高齢者や認知症高齢者の増加③介護給付の増加④介護人材の不足

- 地域包括ケアシステムの五つの要素と四つの視点を列挙してみましょう

P621

五つの要素(①医療・看護②介護・リハビリテーション③保健・福祉④介護予防・生活支援⑤すまいとすまい方)

四つの視点(自助・互助・共助・公助)

- 地域包括ケアシステムの構築には市民を中心として、多くの専門職が関与することで良い地域作りにつながり、結果住みやすい地域となります

本科目の修得目標

P.613

■修得目標

1. 地域包括ケアが求められる背景について説明できる。
2. 地域包括ケアの意義と目的について説明できる。
3. 社会資源の把握方法と社会資源調査票の意義を理解し、実習に繋ぐことができる。
4. 地域包括ケアシステム構築に向けて介護支援専門員が果たすべき役割について説明できる。
5. 地域の現状、課題、目指す方向性、社会資源の整備状況等を述べることができる。

1. 地域包括ケアシステム構築と社会資源

高齢者等が住み慣れた地域で尊厳ある生活を継続するために連携できるものすべてが『社会資源』
社会資源＝人々を取り巻く人的・物的・制度的な資源



介護支援専門員は利用者の尊厳の保持と自立支援に資するケアマネジメントを実践するために地域の社会資源を把握し有効に連携する能力が求められている。

不足している社会資源は、地域ケア会議で提案したり、生活支援コーディネーターと連携を図り新たな社会資源の創出を目指す視点も重要。

45

2. 社会資源との連携

利用者の望む暮らしをできる限り可能とするために介護支援専門員の役割は・・・

- ➡利用者の**内的資源**（意欲や潜在能力）と社会資源を**有効に結び付ける**ようにコーディネート
- ➡的確なアセスメントから**生活機能の向上**を図り、利用者の生活を**活動・参加**につなげていくために必要なあらゆる社会資源と連携

- 全ての社会資源を意識し、関係をつくっていく
- 利用者和社会資源との固有の関係性に着目

46

ミニワーク1

- ① 皆さんは「社会資源」と聞いて地域のどんな資源を思い浮かべるでしょうか・・・

資源を以下に分けてみてください。

「フォーマルなもの(公的なもの)」

「インフォーマルなもの(非公式のもの)」

資源をできるだけ書いてみてください。

2. 社会資源との連携

自立支援を具体化するサービス資源

- ① 情報提供、広報活動および各種の相談
- ② 居住の場の整備
- ③ 多様な働く場や活動の場の整備
- ④ 保健・医療サービス
- ⑤ 機能訓練サービス
- ⑥ 介護・家事援助サービス
- ⑦ カウンセリングおよびソーシャルワーク
- ⑧ 見守り・励ましの支援システム
- ⑨ 社会参加支援サービス
- ⑩ 教育サービス
- ⑪ 雇用・就労サービス
- ⑫ 生活環境の整備
- ⑬ 移動・交通サービス
- ⑭ コミュニケーション手段の確保のためのサービス
- ⑮ 住宅改造サービス
- ⑯ 福祉用具の普及、提供、使用訓練などのサービス
- ⑰ 防犯、防災などの生活上の安全確保・セキュリティサービス
- ⑱ 参考 権利擁護、財産管理に関するサービス

3. 社会資源の種類

①フォーマルな資源

P.164参照

公的機関や専門職による制度に基づく社会的に用意されたサービスや支援のこと

- ➡介護保険(介護予防)サービス、医療・保健サービス
地域包括支援センターや社会福祉協議会の支援
障害者総合支援法等の各種サービス
- ➡一定の手続き・受給要件を満たす必要があるもの

②インフォーマルな資源

公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援以外にもの

- ➡家族、近隣、友人、民生委員、
ボランティア・NPO等

49

3 社会資源の種類

- ①法律・制度としての資源
- ②共同体としての地域資源
- ③個人・集団の人的資源
- ④組織の構造的資源。○○○
- ⑤施設・設備などの物的資源
- ⑥財源・資金など

使える物は
何でも
社会資源

3. 社会資源の種類

【フォーマル資源】

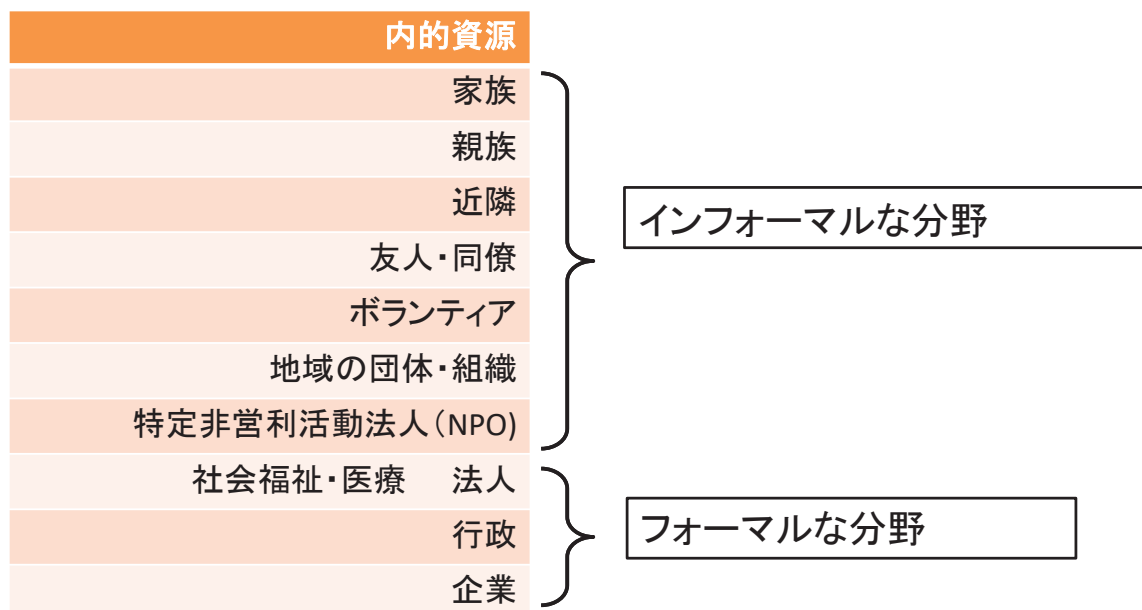
警察署・消防署・保健所・福祉事務所・病院・診療所・行政機関・法テラス・保護施設・女性相談所・介護サービス事業所・地域包括支援センター・社会福祉協議会等

【インフォーマルな資源】

町内会長・民生委員・愛育児童委員・消防団・地域住民・商店会・タクシー
NPO法人・ボランティア団体・市民センター・認知症カフェ・公民館・サロン、移動販売等

51

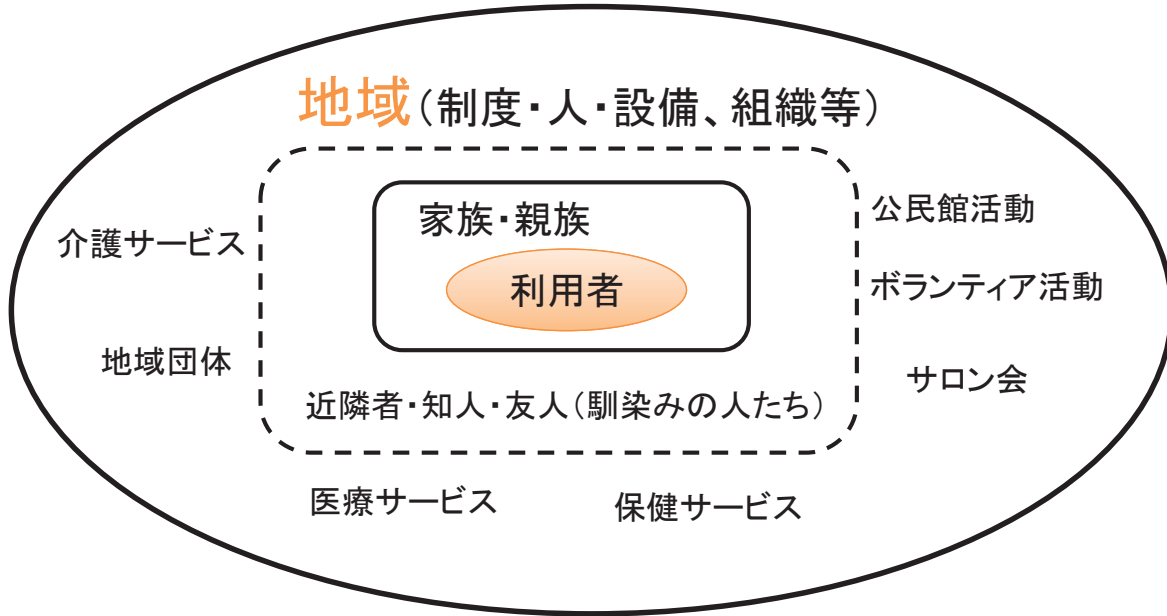
3. 社会資源の種類



3. 社会資源の種類

P.165参照

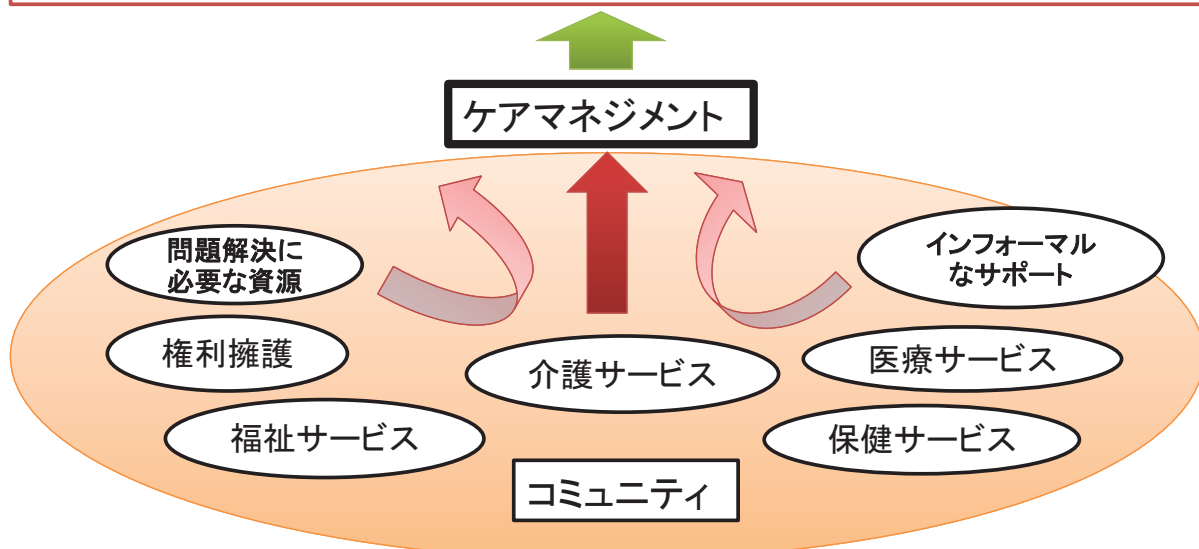
～『人』は『地域』の中で生活している～



53

3. 社会資源の種類

利用者がより自立的で尊厳の保たれる日常生活の営み(望む暮らし)が出来るように…



ミニワーク2

事例を通してひとつひとつのニーズに関係する社会資源を探し、「ニーズを中心においたエコマップ」を作りましょう。

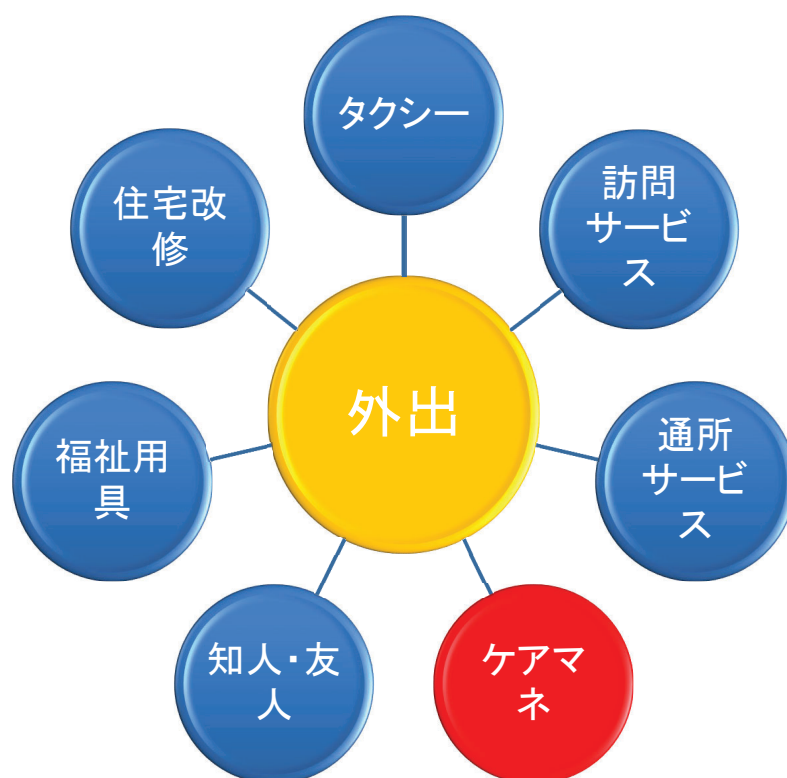
事 例

Aさん(70歳、男、要介護度1、A1、I、独居)

軽い脳梗塞で入院し、軽い片麻痺になりました。
なんとか歩けるようになり退院しました。
しかし、片麻痺があり、歩きにくいことや不安感
などから、外出しなくなりました。

どのような社会資源を活用したら「外出」にむけて援助していけるのでしょうか？ニーズを中心においてエコマップを作成してみましよう。

ニーズを中心に置いたエコマップ（例）



57

社会資源は、頼める人づくり

私たちの仕事にも、活動を阻害する大きな壁がときどき現れ、「困ったなあ！」と感ずることがあります。そのとき・・・

- 1 自分で、乗り越える。
- 2 誰かに、助けてもらう。
- 3 誰かに、代わって対応してもらう。

この『誰か』が重要な社会資源です。

58

4. 社会資源の把握方法

- (1) 介護サービス情報公表制度の活用
- (2) 地域支援事業の包括的支援事業の活用
- (3) 市町村等の公的機関の活用
- (4) 介護支援専門員自身のネットワークの活用

(1) 介護サービス情報公表制度の活用

岡山県 介護事業所・生活関連情報検索
介護サービス情報公表システム

文字サイズの変更 中 大 最大

全国版トップ > 岡山県

- ▶ 公表情報の読み解き方
- ▶ 介護保険について
- ▶ このホームページの使い方
- ▶ アンケート
- 地域包括支援センター事業所一覧
- 全国トップへ戻る
- 介護サービス概算料金の試算
- スマートフォンアプリが登場しました!
- 介護事業所ナビ
- URL変更にもないスマートフォンアプリの更新が必要です。

介護事業所を検索する

地域包括支援センターを検索する

住まい(サービス付き高齢者向け住宅)を検索する

生活支援等サービスを検索する

有料老人ホームを検索する

認知症に関する相談窓口を検索する

医療機関を検索する

薬局を検索する

延べ: 660,238 本日: 118 昨日: 172

第3節 社会資源の把握方法と活用

(1) 介護サービス情報公表制度の活用

ズ > 岡山県 > 施設検索(生活支援等サービス検索) > 検索結果

検索結果(生活支援等サービス検索)

対象事業所数：100件の該当があります

		地図を開く			
全100件中、1~10件を表示 [10件]		並び替え: 公表日		昇順 ▼ 降順 ▼	
< 前へ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 次へ >					
1	大富はつらつOB会 (交流の場・通いの場)	公表日：2021年3月31日			
所在地	〒701-4234 地図を開く 岡山県瀬戸内市邑久町大富 大富クラブ	電話番号	9999	詳細情報を見る	
2	邑久回地はつらつ教室OB会 (交流の場・通いの場)	公表日：2021年3月31日			
所在地	〒701-4246 地図を開く 岡山県瀬戸内市邑久町山田庄1-47 邑久回地集会所	電話番号	9999	詳細情報を見る	
3	あけぼのはつらつOB会 (交流の場・通いの場)	公表日：2021年3月31日			
所在地	〒701-4265 地図を開く 岡山県瀬戸内市長船町福岡 あけぼのふれあいの家	電話番号	9999	詳細情報を見る	
4	粟利郷はつらつ教室	公表日：2021年3月31日			

第3節 社会資源の把握方法と活用

P.630

(2) 地域支援事業の包括的支援事業の活用

介護保険法の『地域支援事業』

地域支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業(要支援1~2、それ以外の者)

○介護予防・生活支援サービス事業

・訪問型サービス ・通所型サービス ・生活支援サービス(配食等)・介護予防支援事業(ケアマネジメント)

○一般介護予防事業

包括的支援事業

○地域包括支援センターの運営(地域ケア会議の充実)

○在宅医療・介護連携推進事業

➡○○市在宅医療・介護資源マップ作り・情報共有シート等の活用・開発
医療・介護関係者参画する会議の開催等

○認知症総合支援事業

・認知症初期集中支援事業等

○生活支援体制整備事業

・生活支援コーディネーターの配置、協議会の設置等

任意事業 ○介護給付費適正化事業 ○家族介護支援事業等

5. 社会資源との連携のポイント

(1) 利用者和社会資源とのマッチング

利用者・家族の意向を確認し、その意向を尊重した社会資源の活用を援助。(利用者の自己決定を支援)

(2) 社会資源リストの作成

介護保険サービス事業者等だけではなく地区のさまざまな組織、団体、活動等にも着目

➡地域のサロン(社会福祉協議会)「通いの場マップ」(岡山市)等

(3) 社会資源との連携の留意点

利用者本人と社会資源との関係性、支援者と社会資源の関係性が重要

63

第3節 社会資源の把握方法と活用

ミニワーク 3

①地域支援事業の3つの事業を述べてみましょう。

P624 ①介護予防・日常生活支援総合事業

②包括的支援事業 ③任意事業

②地域にある社会資源の情報の収集方法を述べてみましょう。

P629～①介護サービス情報公表制度の活用 ②地域支援事業の包括的支援事業の活用 ③市町村等の公的機関の活用 ④介護支援専門員自身のネットワークの活用

64

第9章

地域包括ケアシステム及び社会資源

第4節 地域包括ケアにおける 介護支援専門員の役割

65

第4節 地域包括ケアにおける介護支援専門員の役割

P.635

1. 地域包括ケア推進方策の方向性の理解

市町村

介護保険事業計画等の行政計画において地域包括ケアシステム構築の基本方針を提示

例) 第8期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画

【岡山県保健福祉部長寿社会課HP】

第8期岡山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
(地域包括ケア計画)

【岡山市保健福祉局地域包括ケア推進課HP】



- ①各種計画から、地域の地域包括ケアシステム構築の方向性を読み取ることが第一歩。

66

第4節 地域包括ケアにおける介護支援専門員の役割

P.635

1. 地域包括ケア推進方策の方向性の理解

②介護保険制度のみならず他の関連する制度とも連携が必要



制度名	主に連携をとる専門職
生活保護法	生活保護担当のケースワーカー(地区担当員)
障害者総合支援法	相談支援専門員 行政窓口(障害者福祉課等)
難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)	地区担当保健師 保健所又は保健センター職員
成年後見制度	地域包括支援センター職員、後見人や保佐人等
高齢者虐待防止法	地域包括支援センター職員、行政の高齢者虐待チームのメンバー等

67

第4節 地域包括ケアにおける介護支援専門員の役割

P.635

2. 地域包括支援センターとの連携

地域包括支援センター

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を実施

- ・包括的・継続的なケア体制の構築
- ・地域における介護支援専門員のネットワークの活用
- ・日常的個別指導・相談
- ・支援困難事例等への指導・助言

- 介護支援専門員は利用者が生活する地域包括支援センターの具体的な取り組み 内容等を日ごろから把握することが必要
- 「地域ケア会議」への積極的な参加も必要

68

第4節 地域包括ケアにおける介護支援専門員の役割

3. 地域ケア会議と介護支援専門員の役割

P.635～

(1) 地域ケア会議の目的

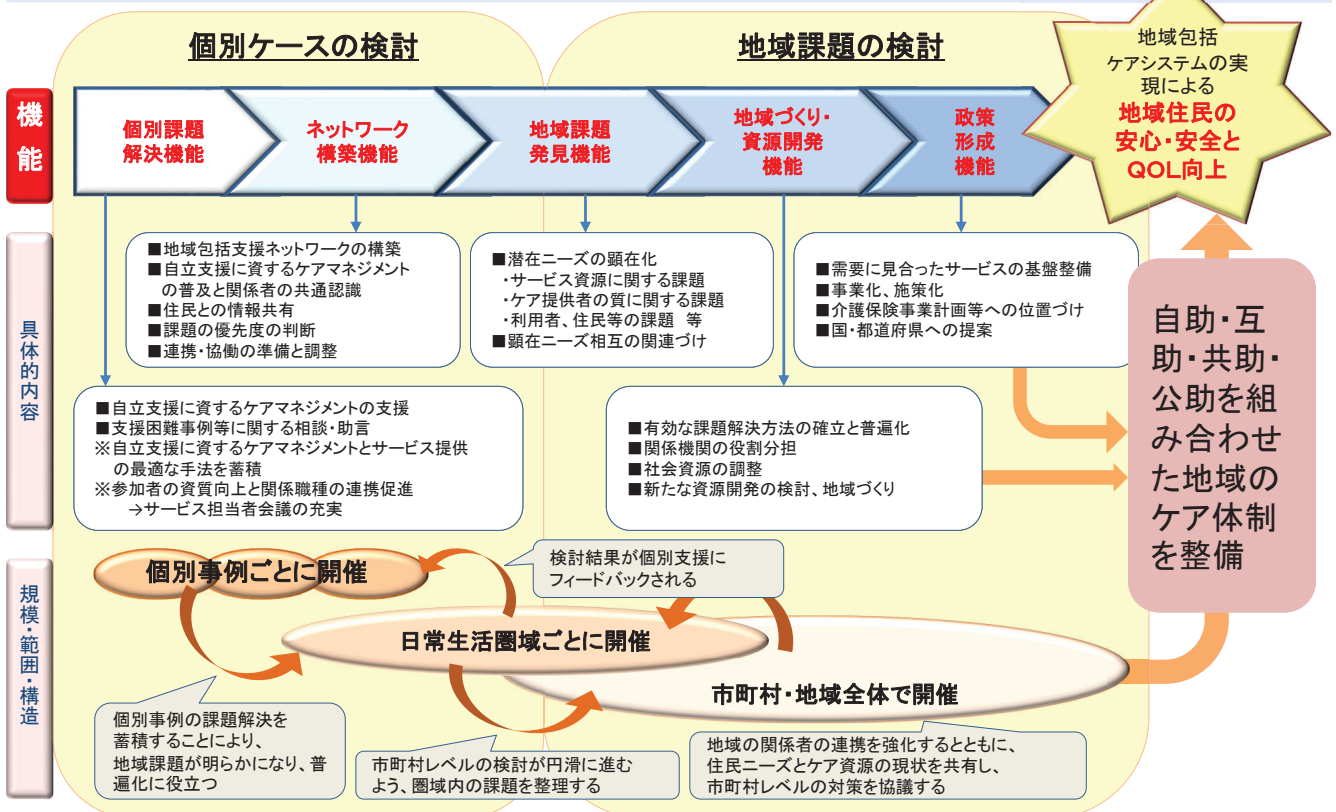
- ア 個別ケースの支援内容の検討を通じた
 - (i) 介護支援専門員による自立支援に資するケアマネジメントの支援
 - (ii) 高齢者の実態把握と地域包括支援ネットワークの構築
 - (iii) 地域課題の把握
- イ 地域づくり、資源開発ならびに政策形成など、地域の実情に応じて必要と認められる事項



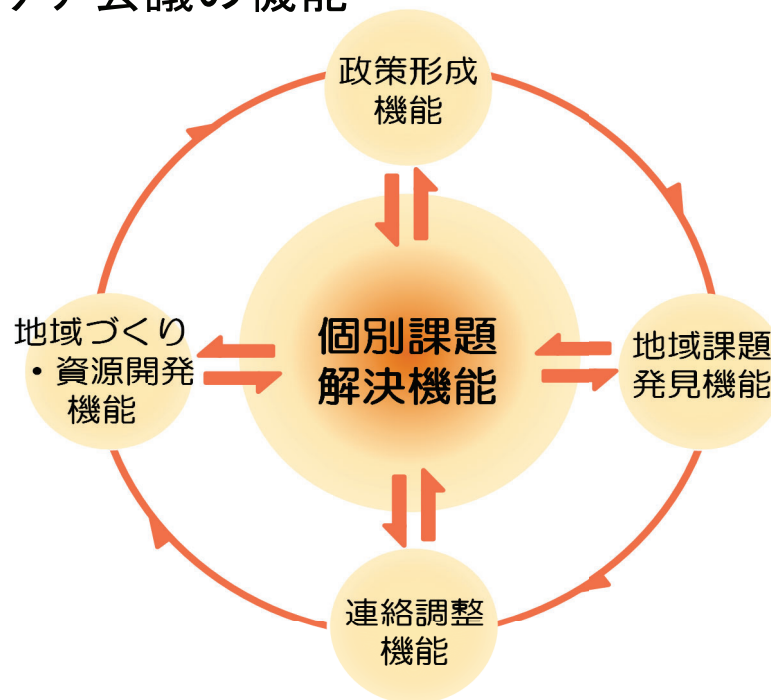
『高齢者個人に対する支援の充実』+『(その地域の特性を生かした)地域包括ケアシステムの整備』

⇒ 地域での尊厳あるその人らしい生活の継続

「地域ケア会議」の5つの機能



(2) 地域ケア会議の機能



71

3. 地域ケア会議と介護支援専門員の役割

(2) 地域ケア会議の機能

① 個別課題解決機能

- ・ 個別課題の解決
- ・ 自立支援に資するケアマネジメントの質を高める

② ネットワーク構築機能

地域の支援者などの相互の連携を高める

③ 地域課題発見機能

解決すべき地域課題と優先度を明らかにする

④ 地域づくり・資源開発機能

必要な地域資源を地域で開発する

⑤ 政策形成機能

地域課題の解決に向けた施策の立案や実行に繋げる

72

(3) 地域ケア会議を活用するメリット

解決すべき課題への対応に困難を感じているとき
⇒多職種協働の場である地域ケア会議を活用

- ・支援者が困難を感じているケース
- ・支援が自立を阻害していると考えられるケース
- ・支援が必要だがサービスにつなげていないケース
- ・権利擁護が必要なケース
- ・地域課題に関するケース

(4) 地域ケア会議への関係者の協力義務

- ・介護保険法第115条の48 第3項及び第4項
- ・指定居宅介護支援事業所の運営基準第13条第27号

第9章

地域包括ケアシステム及び社会資源

第5節 地域の現状と課題、

社会資源の整備状況

第5節 地域の現状と課題、社会資源の整備状況

1. 地域の高齢者等を取り巻く情報の把握と共有

P.640

利用者の望む暮らしに不足している社会資源を検証

⇒利用者を取り巻く環境などの情報を

- ・介護支援専門員連絡会や地域包括支援センターへ共有
- ・地域ケア会議で共有

⇒地域の高齢者等の実態や課題の認識を共有

75

第5節 地域の現状と課題、社会資源の整備状況

P.640

2. 地域の人口構造の変化と将来の地域課題の予測

* 多様な背景と課題の例

- ・単身高齢世帯等の増加
→日常生活支援体制の構築
- ・認知症の高齢者の増加
→早期の認知症の発見、本人、家族への支援、
地域協働体制の構築
- ・在宅ターミナルケースの増加
→終末期の在宅支援

要介護認定率や認知症の有病率の上昇により、現状では地域の課題と認識されていないことが、将来は課題としてあらわれてくることも予想される

76

3. 「まちづくり」への参画

P.640~641

(1) 行政や住民との共有

地域包括ケアシステム構築は市町村の役割。
住民と地域包括ケアシステムの必要性を共有するには介護支援専門員の協力が必要。

(2) 地域のネットワークづくり

地域のネットワークづくり

→多様な人々や機関の連携・協働を行いやすくすることが目的。

※ネットワークの必要性を明確にする

※情報共有のルールを明確にする

※ネットワークのコーディネート役を明確にする

77

ミニワーク 4

①地域ケア会議のもつ「5つの機能」について述べてみましょう

①個別課題解決機能②ネットワーク構築機能③地域課題発見機能④地域づくり・資源開発機能⑤政策形成機能

②担当する地域において今後予想される地域課題、自助・互助の重要性について考えてみましょう。

78